

新潟市立白根第一中学校 いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、どの子どもにも起こりうる深刻な人権侵害であることを認識する。そして、生徒が互いに認め合い、支え合い、高め合う人間関係を築くことができるよう学校、保護者、地域が互いに信頼関係を構築し、いじめのない学校づくりに取り組む。いじめが発生した場合は、迅速・適切に対処し、再発防止と生徒が安心して生活できる状況を取り戻すよう努める。

2 いじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策推進法第2条において以下のように規定されている。

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義により、事案が次の4つの要件に全て当てはまる場合に、その事案をいじめと判断する。

- ① 加害者・被害者ともに生徒である。
- ② 加害者・被害者が、一定の人的関係にある。
- ③ 加害者が被害者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている。
- ④ 被害者が心身の苦痛を感じている。

3 学校及び教職員の責務

「いじめは、どの学校にも、どの学級にも、どの子どもにも起こりうる」という認識に立ち、すべての教職員が高い人権意識をもち、生徒、保護者、地域との信頼関係の上に、いじめの防止等に徹底して取り組む。いじめの解決に向けて外部機関との連携が必要な場合には、警察、児童相談所等の関係機関との連携を積極的に進める。

4 いじめの防止等のための対策

（1）学校におけるいじめ防止

- ① 多面的な生徒理解に基づく信頼関係を基盤とし、全教育活動を通して、すべての生徒に「目的意識」「自己決定」「個性・能力」「協同性」の4つの視点から自律性と社会性を育み、一人一人の成長を促す。
- ② 分かる授業・できる授業をはじめ、一人一人を大切にする教育活動により、学級・学年・学校の風土をつくり、保護者や地域との信頼関係や協力体制を構築する。
- ③ いじめについての指導を年度初めに行い、いじめが重大な人権侵害であり、決して許されないということを生徒に確実に理解させる。

- ④ いじめや差別につながる言動を許さないという姿勢で生徒に接し、生徒の人権感覚を育成する。
- ⑤ いじめの問題を題材とした道徳の授業や、いじめ根絶を目指す生徒会活動を積極的に進め、いじめ防止に向けた生徒の意識向上を図る。
- ⑥ ライフスキル学習に取り組み、自尊心や他を思いやる心を育てる。

(2) いじめの早期発見のための措置

① 日常の触れ合いと観察

授業中や休み時間、部活動等で生徒と触れ合う中で、きめ細かく観察するとともに、生活ノートの記述等から内面を見取る。

② いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する生徒に対する定期的な調査を次のとおり実施する。

ア 心の健康チェック（いじめアンケート調査）を毎月末実施し、学級担任や学年主任、教頭でチェックを行う。

イ 「いじめの態様」の項目に合わせたアンケート調査を年3回以上実施し、学級担任や学年主任、教頭でチェックを行う。

※ ア・イの調査については、原則として調査実施日に記入内容を確認する。また、生徒が記入した用紙そのものを複数の教職員が確認することで、状況を適切に把握する。調査用紙（原本）は生徒が卒業するまで保管する。なお、調査結果をまとめた資料を別に作成し、生徒の卒業後5年間保存する。

ウ 教育相談を通じた学級担任による生徒からの聞き取り調査を実施する。

年2回（5月，12月），随時（通年）

③ いじめ相談体制

生徒及び保護者がいじめにかかわる相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

ア いじめ相談窓口の設置（教育相談担当）

イ SCの活用

④ いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

(3) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し効果的に対処できるように、次の対策を講ずる。

① 生徒に対して行う対策

ア 携帯電話，スマートフォン及びインターネットに接続できる通信機器については、校内への持ち込み及び使用は禁止する。

イ インターネットの危険性やトラブルに関する学習会を行うなど、情報モラル教育を推進する。

② 保護者に対して行う対策

ア 入学説明会や保護者会等の機会を利用して、インターネットトラブルに関する啓発活動を行う。

イ 各種たよりを利用して、携帯電話、スマートフォン及びインターネットに接続できる通信機器について、保護者の責任と監督のもとでの使用を要請する。

(4) いじめへの対処

いじめを認知した場合は、以下のとおり対処する。

- ① いじめを認知した教職員は、学年主任や生徒指導主事を経て管理職に確実に報告する。そして、「校内いじめ対応ミーティング」を開催し、解決に向けた手順と方針を決定し、共通理解を図るとともに、多方面から情報を収集、整理し、事案の全体像を把握する。
- ② いじめを受けた生徒といじめを行った生徒に対して丁寧な聴き取りを行い、事実を明確にする。また、必要に応じて周辺の生徒にも聴き取りを行う。
- ③ いじめを受けた生徒の保護者やいじめを行った生徒の保護者に対して、いじめの事実や経緯、今後の方針を丁寧に説明する。
- ④ いじめを行った生徒に対しては、相手の心の痛みを理解させ、自身の行為に対する責任の重さを自覚させる。十分な反省を引き出すことで、再発防止に努める。

5 いじめ防止等の組織

(1) 校内いじめ対応ミーティング

① 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、該当する学級担任、学年主任、事案に関係する教職員

② 開催

随時・・・校長又は教頭、生徒指導主事が判断した場合

③ 役割

いじめが発生した場合、迅速に開催して次のことを行う。

ア いじめの状況を組織として共有する。

イ いじめに係る詳細な事実把握のための調査を行う。

ウ いじめ対処のための方針や方法を協議する。

エ 生徒への指導を行う。

オ 事案に関する記録を残す。

なお、いじめに関する情報は、「校内いじめ対応ミーティング」での共有にとどまらず、全ての教職員が共有する。

(2) 校内いじめ対策委員会

① 構成員

校長、教頭、生徒指導主事、教育相談担当、学年主任、該当する学級担任、養護教諭、S C

② 開催

随時・・・校長又は生徒指導主事が必要と判断した場合

③ 役 割

ア いじめの早期発見（アンケート調査，教育相談等）や予防に関して，基本理念に基づく取組や具体的な計画の立案，実行，検証，修正を行う。

イ いじめが発生した場合やいじめの疑いのある場合に関する情報や生徒の問題行動等に係わる情報の収集と記録を行う。

ウ いじめの解決に向けた具体的な方策の検討を行う。また，再発防止に向けた取組を行う。

（３）中学校区いじめ防止連絡協議会

① 構成員

校長，教頭（当校），生徒指導主事（中学校），生活指導主任（小学校），地域教育コーディネーター，ＰＴＡ会長，スクールカウンセラー，民生委員，有識者（元教員），スクールガードリーダー

② 開 催

年１回

③ 役 割

地域全体で子どもを見守り，いじめ防止等に努めるため，各小中学校における児童生徒のいじめ等に関する実態やいじめ防止等に係わる取組についての情報交換を行い，対策等の共有を図る。

（４）生徒指導部会

① 構成員

教頭，生徒指導主事，教育相談担当，特別支援教育コーディネーター，各学年生徒指導担当，養護教諭，

② 開 催

週１回

③ 役 割

ア 生徒のいじめや問題行動等の様々な情報の収集と記録を行うとともに，問題行動等の未然防止策の検討を行う。

イ いじめや問題行動等が起こった場合は，その問題解決に向けた方策の検討を行う。

６ 重大事態への対処

（１）重大事態の意味

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

(2) 重大事態の対応

- ① 重大事態が発生した旨を新潟市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ いじめを受けた生徒に対し、心の安定、身体の安全を確保することに全力で取り組み、その後、安心して学校生活を送ることができるように支援する。また、保護者に対しては、学校の管理下で重大事態が発生したことについて誠実なお詫びをするとともに、いじめの解決に向けて話し合いを重ねる。
- ⑥ いじめを行った生徒に対しては、その行為が許されないものであることを認識させ、深い反省と再発防止を自ら誓うことができるように指導する。また、保護者に対しては、その行為の重大性を認識させると共に、解決に向けて保護者の協力を求める。